

第 73 回世界保健総会決議

新型コロナウイルス（COVID-19）への対応（仮訳）

第 73 回世界保健総会は、

進行中の新型コロナウイルスのパンデミックに関する事務局長の演説を踏まえ、

新型コロナウイルスのパンデミックによる罹患率と死亡率、肉体的・精神的健康、社会的福祉及び経済と社会への悪影響、また、結果として国内及び各国間の格差が深刻化することを深く憂慮し、

パンデミックの影響を受けた全ての国への連帯及び新型コロナウイルスの犠牲者の全家族に哀悼の意と同情を表明し、

各国の状況に特有の新型コロナウイルスのパンデミックに対する対応を採用及び実行し、そのために必要な資源を動員する主要な責任が政府にあることを強調し、

国際保健事業の指導的かつ調整的機関として行動するとの WHO 憲章上の権限を想起し、また、国連での幅広い対応において WHO の鍵となる主導的役割、及び、新型コロナウイルスのパンデミックとその広範にわたる悪影響に対処するにあたり強化された多国間協力が重要であることを認識し、

健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない、と定義し、到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つであることを宣言する WHO 憲章を想起し、

2020 年 1 月 30 日に事務局長により宣言された、新型コロナウイルス（2019-nCoV）に関する国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）及び、緊急委員会の助言に従い、国際保健規則（IHR）のもとに、事務局長により発表された新型コロナウイルスに対する暫定的勧告を想起し、

(別添)

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）との闘いにおけるグローバルな連帯」国連総会決議（A/RES/74/270）及び「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する医薬品、ワクチン、医療機器の世界的なアクセスを確保するための国際協力」国連総会決議（A/RES/74/274）を想起し、

WHO 執行理事会決議「健康危機への備えの強化、国際保健規則（IHR）の履行」（EB146.R.10）に留意し、全ての加盟国が IHR を完全に履行し、遵守する義務を改めて表明し、

WHO の新型コロナウイルスに関する戦略的準備対応計画（SPRP）及びグローバル人道対応計画に留意し、

新型コロナウイルスのパンデミックが、貧困層と最も脆弱な人々に対して不均衡に深刻な影響を及ぼし、特に低・中所得国及び開発途上国における健康と開発利益に影響を及ぼし、その結果、プライマリ・ヘルス・ケアの強化によることを含む持続可能な開発目標（SDGs）とユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成を妨げることを認識し、また、継続的・協調的努力及び開発援助の提供の重要性を改めて表明し、さらに、債務の大きさが各国の新型コロナウイルスによる衝撃に耐える能力に影響することを深く憂慮しつつ認識し、

飢餓、栄養不良、女性や子供、最前線の医療従事者に対する暴力の増加、高齢者や障害者に対するケアの途絶を含む、健康に対する新型コロナウイルスによるパンデミックの悪影響をさらに認識し、

特に併存疾患のある人々、高齢者、医療専門家、医療従事者、その他、特に医療従事者の大部分を占める女性を含む新型コロナウイルス罹患のリスクのある関連する最前線の労働者、また、障害者、子供及び青年、及び脆弱な状況にある人々の保護の必要性を強調し、この観点から、年齢、障害及び性別に配慮した措置の重要性を強調し、

全ての国が、新型コロナウイルスへの対応のため、良質、安全、有効で入手可能な価格の、診断薬、治療薬、医薬品及びワクチン並びに必要な不可欠な医療技術並びにその構成要素及び設備に、妨げられることなくタイムリーにアクセスできることの必要性を認識し、

人道支援要員、特に新型コロナウイルスのパンデミックに対応する医療関係者が、影響を受けた民間人を支援するという彼らの任務を効率的かつ安全に実行できるようにするために、彼らの移動手段及び装備への安全かつ妨げられないアクセスを確保し、病院及びその他の医療施設、物資や装備の輸送を確保する必要性に留意し、

国連の緊急人道支援の調整強化に関する 1991 年 12 月 19 日の国連総会決議 46/182 と、これに続く同様の主題に関するその後の全ての総会決議（2019 年 12 月 16 日の決議 74/118 を含む）を想起し、

国際人道法を含む国際法の尊重は、武力紛争下での新型コロナウイルスの発生を封じ込め、その影響を軽減するために不可欠であることを強調し、

進行中の新型コロナウイルスのパンデミックとその再興の可能性により引き起こされた、公衆衛生に対する多くの不測の影響、課題、及び資源の需要、また、パンデミックに対する効率的で調和のとれた公衆衛生の対応に必要な、市民社会や民間セクターをはじめ、組織や分野を超えた、誰も取り残すことのない全てのレベルで要求される、多くの複雑な即時及び長期の措置や調整、協働の必要性をさらに認識し、

パンデミックの影響と、社会、公衆衛生、人権及び経済に対し公衆衛生対策がもたらす予期せぬ影響を軽減することを含む、回復期の計画と準備の重要性を認識し、

新型コロナウイルスのパンデミックは、リーダーシップと持続的な世界的協力、団結及び連帯を通じて成功裏に緩和、制御、克服できるという楽観論を表明し、

- 1 団結と連帯の精神のもとで、新型コロナウイルスのパンデミックを封じ込め、制御し、その影響を軽減させるために、全てのレベルでの協力と協働の強化を求める。
- 2 新型コロナウイルスのパンデミックに対する、WHO の鍵となる主導的役割、包括的な世界的対応を促進し調整する国連システムの根本的役割、その中での加盟国の中心的な努力を認める。

- 3 新型コロナウイルスのパンデミックへの対応における、医療専門家、医療従事者、その他の関連する最前線の労働者、及びWHO事務局の、職務の履行の域を超えた献身、努力、犠牲に対し最高の感謝と支持を表明する。
- 4 TRIPS協定の規定、及びTRIPS協定と公衆衛生に関するドーハ宣言中のTRIPS協定の柔軟性を含み、関連する国際条約の規定に適合する形で、世界的な優先事項である新型コロナウイルスのパンデミックへの対応に必要な良質、安全、有効でかつ入手可能な価格の、全ての必要不可欠な医療技術と、その構成要素及び前駆物質を含めた製品に関する普遍的で、タイムリーかつ衡平なアクセスや公正な分配を求めるとともに、これらを不当に妨げる障害の緊急的な排除を求める。
- 5 タイムリーかつ適切な開発と人道支援を通じてパンデミックを克服するための努力のギャップを埋めるために、低・中所得国のニーズを早急に満たすことの重要性を改めて表明する。
- 6 安全、良質、有効で、効果的で、アクセス可能かつ入手可能な価格のワクチンが利用可能になった場合、感染の予防、封じ込め及び感染拡大阻止を通じてパンデミックを終息させるために、新型コロナウイルスに対する広範な免疫獲得が、保健に関する国際公共保健財として果たす役割を認識する。
- 7 新型コロナウイルスのパンデミック下において、加盟国に以下のことを求める。
 - (1) 保健システムや社会的ケア、支援システム、備え、サーベイランス、対応能力の持続的な強化の視点とともに、国の状況に応じて、またコミュニティに従事し、かつ、関連する機関との協力を考慮に入れたWHOガイダンスに沿って、即時の及び長期的な行動を規定する分野横断的な新型コロナウイルスに関する国内対応計画の実施を含め、政府全体・社会全体の対応を整備する。
 - (2) 各国特有の状況に応じて、新型コロナウイルスに対する、政府の部門を超えた包括的で均衡がとれ、かつ期間を定めた形での、年齢、障害及び性差に配慮した措置を講じること、また、人権と基本的自由の尊重及び脆弱

な状況にある人々のニーズに特に注意を払うことを確保すること、社会的結束を促進すること、社会的保護、経済的困難からの保護のため必要な措置を講じること、不安、暴力、差別、非難、疎外を防ぐことを通じ、国の行動計画を実施する。

- (3) 新型コロナウイルス状況下における、人、医療機器及び医薬品の移動に対する制限が一時的かつ限定的であり、地域医療従事者を含む人道支援要員及び医療従事者が任務を果たすための移動、人道支援組織がオペレーションに必要とする装備及び医薬品の輸送に対する例外を含むことを保証する。
- (4) 人道支援の現場、特に医療施設における全ての状況下で、個人の衛生対策の推進に十分な注意が払われることを保証しながら、安全な水へのアクセス、衛生と清潔、感染防止と管理を支援する措置を講じる。
- (5) 各国の状況と優先事項に従い、新型コロナウイルスのパンデミックとその他既存の流行感染症に対する効果的な公衆衛生対応に必要な保健システム機能を全ての関連する側面で維持し、集団及び個人レベルに対し、絶え間なく安全なサービスの供給を継続する。特に、継続した予防接種プログラムを含む感染症、顧みられない熱帯病、非感染性疾患、精神保健、母子保健とリプロダクティブ・ヘルス、そして女性と子どもの栄養改善の促進を維持し、この観点から UHC を達成するために必要な国内の資金調達と開発援助の増加の重要性を認識する。
- (6) 国民に、新型コロナウイルス及びパンデミックに対して当局が講じた対策に関する信頼できる包括的な情報を提供し、誤った情報や偽情報、さらには悪意のあるサイバー活動に対抗するための措置を取る。
- (7) 併存疾患のある人々、高齢者、その他のリスクのある人々、特に医療専門家、医療従事者、その他の関連する最前線の労働者の保護に特に注意を払いながら、新型コロナウイルスに係る安全な検査、治療、緩和ケアへのアクセスを提供する。
- (8) 新型コロナウイルスにさらされる医療専門家、医療従事者、及びその他の関連する最前線の労働者に対し、職場での感染保護対策の実施、職場へのアクセスの円滑化、適切な報酬の提供をしつつ、心理社会的サポートの

提供を含む個人防護具及びその他の必要な物資と研修へのアクセスを提供し、また、資源を最大限活かすために、タスク・シフトやタスク・シェアの導入を検討する。

- (9) 誰もがデジタル技術を使用することができること（デジタルインクルージョン）、患者のエンパワーメント、データ・プライバシー、安全性、法的及び倫理的問題、個人情報保護に特別な注意を払いながら、その社会経済的影響に対処しつつ、新型コロナウイルス対応にデジタル技術を導入する。
- (10) IHR で求められているとおり、新型コロナウイルスのパンデミックに関連するタイムリーで正確かつ十分に詳細な公衆衛生情報を WHO へ提供する。
- (11) 新型コロナウイルスに関する、知識、教訓、経験、ベスト・プラクティス（優良事例）、データ、素材、そして対策に必要な物資を WHO 及び他国と適切に共有する。
- (12) 新型コロナウイルスのパンデミックを封じ込め、収束させるために必要な対策、特にワクチン、診断薬及び治療薬に関する全ての関連分野にわたる民間部門と政府拠出の双方の研究開発（オープンイノベーションを含む）を促進するために協力し、かつ、関連情報を WHO と共有する。
- (13) 薬剤耐性の発生を防ぐために、新型コロナウイルス及び二次感染の治療における抗菌薬の慎重な使用を最適化する。
- (14) 意思決定過程の全ての段階における女性の参画のための行動を強化し、新型コロナウイルスへの対応と復興において、ジェンダーの視点を主流化する。
- (15) 新型コロナウイルスに対する世界的な対応において、誰も取り残さずに、公衆衛生のニーズに完全に対応できることを保証する持続的な資金を WHO へ提供する。

8 国際機関及び他の関連するステークホルダーに対し、以下のことを求める。

- (1) 新型コロナウイルスのパンデミックに対応するための多分野にわたる国家行動計画の実施及び保健システム強化、その他全ての重要な公衆衛生機能とサービスの安全な提供を維持するために必要な支援を、要請に応じて全ての国に行う。
- (2) 新型コロナウイルス対応のため、安全、有効、良質で入手可能な価格の診断薬、治療薬、医薬品及びワクチンの開発、試験及び生産拡大に向けて全てのレベルで協働する。これには、TRIPS 協定の規定及び TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言中の TRIPS 協定の柔軟性を含む、関連する国際条約の規定に適合する形で、これらの診断薬等へのタイムリーで衡平かつ入手可能な価格でのアクセスを円滑化するための、特許の自発的なプール及びライセンスのための既存のメカニズムを活用することを含む。
- (3) 特にデジタル領域における偽情報及び誤った情報の急増、公衆衛生対策の効果を損なう悪意のあるサイバー活動の増殖に、関係する場合は加盟国と調整して対処し、明確で客観的な科学的根拠に基づくデータと情報を、タイムリーに公に提供することを支援する。

9 事務局長に以下のことを要請する。

- (1) 加盟国の新型コロナウイルスのパンデミック対応を、必要に応じて完全に政府と協働しつつ支援するために、国連システム全体にわたり包括的で調整された対応を行うにあたり、国連事務総長及び「全ての人々の健康な生活と幸福のための国際行動計画」への加盟機関を含む関連する多国間組織と引き続き協力し、保健分野において国連システムでのリーダーシップを発揮し、国連の人的対応における保健分野のリーダーとして行動し続ける。
- (2) IHRのもと WHO に託された機能を完全かつ効果的に実行するために、全てのレベルで WHO の能力の構築と強化を継続する。
- (3) IHR を完全に遵守するための能力を構築、強化及び維持するために各国が必要とする全ての支援を提供することを含め、IHR の規定に従って行動がなされるよう、全ての加盟国を支援し、呼びかけを継続する。

- (4) 各国の状況に応じて、新型コロナウイルスのパンデミックやその他既存の流行感染症に対する効果的な公衆衛生対応に必要な保健システム機能を全ての関連する側面で支援し、集団及び個人レベルに対し、絶え間なく安全なサービスの供給を継続するため、各国の要請に応じて、支援を提供する。そのサービスは、特に、継続した予防接種プログラムを含む感染症、顧みられない熱帯病、非感染性疾患、精神保健、母子保健とリプロダクティブ・ヘルスを含む。また、女性と子供の栄養改善を促進する。
- (5) 誤った情報、偽情報、悪意あるサイバー行為を含む、新型コロナウイルスへの対応の基準や専門的なガイドライン、学習ツール、データと科学的根拠の発展、開示及び更新により、新型コロナウイルスに関連する国家対応計画の開発、実施、適用を行うことを、各国の要請に応じて支援する。また、基準を満たさない偽装された医薬品や医療製品に対する取組みを継続する。
- (6) ワンヘルスアプローチに基づき、ウイルスの動物における感染源や、中間宿主の役割を含む人への感染経路を特定するため、科学的かつ共同の現地調査のような努力を含め、国際獣疫事務局 (OIE)、国連食糧農業機関 (FAO) 及び各国と、引き続き緊密に連携する。これにより、今後起こり得る同様の事象のリスクを低減し、動物及び人における SARS-CoV2 の感染や、動物における新たな宿主の発生を予防し、また、人獣共通感染症の発生と伝播の更なるリスクを低減するためのガイダンスの提供と、的を絞った介入及び研究課題の設定が実現可能となる。
- (7) 資金調達の実績並びに資金不足量及び達成度を含む WHO の戦略的準備対応計画 (SPRP) の世界的な実行状況及び資金配分状況、また、特に各国への支援について、迅速、かつ責任及び透明性のある形で、加盟国に定期的に報告する (管理機関を通じての報告を含む)。
- (8) 新型コロナウイルスに対する良質、安全、入手可能な価格で有効な診断薬、治療薬、医薬品、ワクチンへの透明で衡平かつタイムリーなアクセスに必要な開発、製造、普及の能力を拡大していくための、TRIPS 協定の規定及び TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言中の TRIPS 協定の柔軟性を含む、関連する国際条約の規定を尊重した選択肢を、執行機関での検討が行われるよう、迅速に特定し、提供する。この際には、新型コロナウイルスに対する医薬品、ワクチン、医療機器への世界的アクセスを保証する

国際協力に関する RES/74/274 の OP2 に留意し、加盟国（注釈 1）と協議しながら、また、関連する国際機関、市民社会、民間部門からの情報を必要に応じて取り入れるとともに、既存のメカニズム、ツール、また、Access to COVID-19 Tools（ACT）アクセレレーターといったイニシアティブ、「コロナウイルスの国際対応」といった関連プレッジを考慮しながら、

- (9) タイムリーかつ適切な新型コロナウイルス対策の実施に必要な通常承認の付与に対し、加盟国を支援するために、事務局に適当なリソースを確保する。
- (10) 最も早い適切な時期に、加盟国（注釈 1）との協議の上で、既存のメカニズム（注釈 2）の適切な活用を含む、公平で独立した包括的な検証の段階的な作業を開始し、(i) WHO が保持するメカニズムの有効性、(ii) IHR の機能とこれまでの IHR 再検討委員会の関連勧告の実施状況、(iii) WHO の国連全体における取組みへの貢献、(iv) 新型コロナウイルスのパンデミックに関する WHO の活動内容とそのタイムライン等の、WHO が調整した新型コロナウイルスへの国際的な保健対応から得られた経験と教訓を検証し、WHO 健康危機管理プログラムの適切な強化等を通じ、世界的なパンデミックの防止、備え、対応能力を強化させるための勧告を行う。
- (11) 本決議の実施に関し、第 148 回執行理事会を通じ、第 74 回 WHO 総会に報告する。

(注釈 1) 適用可能な場合には、地域経済統合機関。

(注釈 2) IHR 再検討委員会及び WHO 健康危機管理プログラムのための独立監視勧告委員会。